

消防機械器具取扱要綱

- 【沿革】
- 平7.5.31 西消局通達第1号 [全部改正]
 - 平10.10.20 西消局通達第4号 [第1次改正]
 - 平10.11.30 西消局通達第6号 [第2次改正]
 - 平21.3.31 西消局通達第17号 [第3次改正]

消防機械器具取扱要綱(昭和38年西消本通達第4号)の全部を改正したので、今後はこれにより運用してください。

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防機械器具取扱規程(平成7年5月訓令第1号。以下「規程」という。)第36条に基づき、規程の施行について必要な事項を定めるものとする。

(標示)

第2条 規程第6条に定める消防機械器具の標示については、次の各号によるものとする。

ただし、消防局長が、特に必要と認めた場合にあっては、他の標示とすることができるものとする。

- (1) 消防自動車(査察広報車を除く。)の左右ドアは白色、市章及び無線呼称番号は赤色、消防本部名「西宮市消防局」は白色とする。
- (2) 救急自動車の左右ドアは赤色、無線呼称番号は白色、消防本部名「西宮市消防局」は赤色とする。
- (3) 前2号に定める自動車以外の自動車にあっては、車体等の塗色に応じて見やすい色で標示する。
- (4) 消防自動車に積載する器具にあっては、無線呼称番号を器具の塗色に応じて見やすい色で標示する。

(点検要領)

第3条 規程第14条及び第16条に定める消防機械器具の点検については、自動車点検実施要領(別表第1)、はしご自動車点検実施要領(別表第2)又は特殊装置点検実施要領(別表第3)によるものとする。

2 前項の規定による点検の結果については、次の各号に定める点検表に記録しておくものとする。

- (1) 運行前点検表 (様式第1号)
- (2) 毎月点検表 (様式第2号)
- (3) はしご装置運行前点検表 (様式第3号)
- (4) はしご装置毎月点検表 (様式第4号)
- (5) はしご装置毎月点検表 (様式第4号の2)
- (6) 特殊装置運行前点検表 (様式第5号)
- (7) クレーン装置毎月点検表 (様式第6号)

(運転方法)

第4条 自動車の運転にあたっては、次の各号によるものとする。

- (1) 機関員は、自己の技量、自動車の性能に応じた安全運転をすること。
- (2) 方向転換、徐行、停車、後退又は後続車に追越しをさせるときは、信号又は合図をするほか、乗組員は確認その他必要な協力をすること。
- (3) 走行中チェンジレバーは、駆動の位置とし、ブレーキ、ハンドルの急激な操作をしないこと。
- (4) 出勤上は、車両相互の事故防止に努めること。
- (5) 緊急出勤中であっても、直面する信号が停止になったときは、徐行運転を行い、安全確認のうえ進行すること。
- (6) 緊急出勤中であっても、鉄道軌道の踏切を横断するときは、必ず一時停止し、安全を確認したうえ発進すること。
- (7) 自動車をけん引するときは、安全な速度と方法で行うこと。
- (8) 送水中の水管上を横断するときは、水管破裂防止の処置を講じること。

(水ポンプ)

第5条 水ポンプの取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 常に最高の性能を発揮できるようにしておくこと。
- (2) 粗暴な取扱いを慎しみ、円滑な送水を図ること。
- (3) 計器、音響等に注意し、常に放水状態を把握しておくこと。
- (4) 運転時には、できるだけ地盤が堅くかつ水平な場所を選ぶこと。
- (5) 海水、汚水の使用後は、清水によりポンプ及びサブライエーターを洗浄しておくこと。
- (6) ポンプ部の残水は、必ず排出すること。

(真空ポンプ)

第6条 真空ポンプの取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 急激な高速運転を避けて、揚水時分の短縮のみにとらわれないこと。
- (2) 作用不良のときは、いたずらに運転を続けなくて各部の点検をすること。
- (3) 使用後はオイルの点検をすること。
- (4) 廃油タンクのあるものは、廃油及び残水を必ず排出すること。

(水ポンプ付属器具)

第7条 水ポンプ付属器具の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 計器、配管等の損傷、漏水のないようにすること。
- (2) グランドその他摺動部の給油脂を行い漏水、過熱を防ぐこと。
- (3) 吸水口ねじ部及びパッキン等の損傷、脱落を防ぐこと。

(吸水管)

第8条 吸水管の取扱いは、次の各号によるものとする。

- (1) 引きずり、乗り越え、その他急激な湾曲を避けること。
- (2) 油類の付着によるゴムの老化を防ぎ、完全に収納すること。

(泡発生装置)

第9条 使用方法を熟知するとともに、薬液の積載量及び使用状態を把握しておかなければならない。

(特殊機械器具)

第10条 特殊機械器具を装備した自動車は、この要綱に定めるもののほか、その使用方法を熟知し取り扱わなければならない。

(修理器具)

第11条 修理器具の使用後は、員数を点検し、手入れして保管しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この通達は、平成7年6月1日から施行する。

(通達の廃止)

2 次に掲げる通達は廃止する。

(1) 原動機付自転車取扱要綱(昭和38年5月西消本通達第3号)

(2) はしご自動車点検基準について(昭和50年5月西消本通達第4号)

付 則

この通達は、令達の日から施行する。

付 則

この通達は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に使用している帳票で趣旨を同じくするものは、当分の間この要綱に基づいて作成されたものとみなす。